

さいたま市脱炭素推進本部設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市における2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、さいたま市脱炭素推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 脱炭素化に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 脱炭素化に係る施策の推進に関する関係部局間の調整に関すること。
- (3) 脱炭素先行地域の推進に関すること。
- (4) さいたま市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員会)

第5条 推進本部の事務を補助するため、本部に委員会を置く。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部にプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置くことができる。

2 P Tは、必要に応じて、検討状況等を推進本部に報告する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、環境局環境共生部脱炭素社会推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 さいたま市地球温暖化対策推進本部設置要綱は、令和4年6月29日をもって廃止する。
- 2 この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

水道事業管理者、教育長、市長公室長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、西区長、北区長、大宮区長、見沼区長、中央区長、桜区長、浦和区長、南区長、緑区長、岩槻区長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長